

令和 6 年（2024 年）4 月 2 日

関係指定障害児通所支援事業所 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部長

**障害児通所支援における事業所申立による「人工内耳装用児支援加算」等  
対象者の認定について**

日頃から本市の障がい福祉行政に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

本年 4 月の報酬改定により、障害児通所支援について「人工内耳装用児支援加算」、「視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算」及び「ケアニーズ対応加算」が創設されます。

加算の創設に伴い、加算対象者の認定要件を満たす者については、今後の受給者証の更新の際に印字を行うことといたします。

既に加算の要件を満たす利用者を受け入れている事業所につきましては、下記のとおり、事業所からの申立により、個別に認定を行うこととしますので、通知いたします。

貴事業所におかれましては、関係職員及び利用者への周知をお願いいたします。

記

**1 加算の概要について**

(1) 人工内耳装用児支援加算

児童発達支援センター等において、眼科及び耳鼻咽喉科の医療機関との連携の下、言語聴覚士を配置し、人工内耳を装用している児に対して支援を行った場合を評価する。

(2) 視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算

意思疎通に関する専門的人材を配置の上、視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある児に対して専門性を有する人材を配置し、支援を行った場合を評価する。

(3) ケアニーズ対応加算

訪問支援員特別加算の対象となる職員を配置の上、重症心身障害児や医療的ケア児等に対して支援を行った場合を評価する。

※ 障害児通所支援のうち、該当する加算は次のとおり。なお、児童発達支援における人工内耳装用支援加算については従来から認められているものである。

	児童発達支援	放課後等デイサービス	居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援
人工内耳装用児支援加算	○※	○	×	×
視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算	○	○	×	×
ケアニーズ対応加算	×	×	×	○

## 2 加算対象者の認定要件について

### (1) 人工内耳装用児支援加算

人工内耳を装用している者

### (2) 視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算

ア 身体障害者手帳における視覚障がいに係る等級が2級以上である者

イ 身体障害者手帳における聴覚障がいに係る等級が2級である者

ウ 身体障害者手帳における言語機能障がいに係る等級が3級である者

### (3) ケアニーズ対応加算

ア 重症心身障がい児

次のいずれかに該当する場合。

(ア) 療育手帳A及び下肢、体幹又は運動機能障害（移動機能）の障害程度等級が2級以上である身体障害者手帳を所持する者

※ ただし、下記の者は除く。

① 2つ以上の障がいの重複により、身体障害者手帳が2級以上となった者

② 中度の知的障がいと身体障害者手帳3級以上の合算で療育手帳Aとなった者

(イ) 児童相談所において、重症心身障がい児の認定を受けている者

イ 身体障害者手帳2級以上を所持する者

ウ 療育手帳A（中度の知的障がいを除く）を所持する者

エ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者

オ 「医療的ケアの判定スコア」における点数の合計が3点以上である者

## 3 事業所申立による認定の取扱いについて（経過措置）

### (1) 概要

令和7年3月31日までに、利用中の障害児通所支援事業所から「人工内耳装用児

支援加算」等対象者の認定に係る申立書（別添。以下「申立書」のとおり。）により申立があり、加算対象者の認定要件に該当すると認める場合は、申立書を受理した月の初日から加算対象者として認定する。

## (2) 事務の流れ

### 【利用事業所】

- ア 受給者証に各種加算対象に関する記載が行われていないが加算対象者に該当すると思われる利用者について、認定を希望する場合には、申立書を作成する。
- イ 利用者に対して、申立に関する説明を行い、申立に関する同意を得る。
- ウ 区保健福祉部に申立書を提出する。

### 【区保健福祉部】

- エ 利用事業所から提出された申立書を確認し、加算対象者の認定要件に該当すると認める場合は、申立書を受理した月の初日から加算対象者として認定し、受給者証に記載の上、利用者に再交付する。

## 4 留意事項

本加算については、一定の体制を満たしている場合でなければ算定することができません。詳細については報酬告示等を御確認ください。

また、申立書の提出により、加算対象者の認定が確定するものではありません。申立内容について区保健福祉部から連絡がある場合がありますので、御対応願います。

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目  
札幌市障がい福祉課給付管理係  
TEL : 011-211-2938 Fax : 011-218-5181  
E-mail : sapporo\_jiritsushien@city.sapporo.jp